

## 金沢市立病院駐車場の使用料の減免に関する審査基準の一部改正（案）について

### 1 趣 旨

近年、少子・高齢化の進行、疾病構造の変化に伴う医療制度の急激な変化により、病院事業を取り巻く諸環境が大きく変動しています。このような背景の中、市立病院においては平成 18 年度に経営改善会議を立ち上げ、平成 19 年度に経営改善についての答申を得るにいたしました。

この答申の中で、市立病院の役割として、「地域の医療機関・福祉施設、高度先端医療施設、ボランティア等との連携」による患者さんへの医療の提供が明確に述べられています。今後、市立病院の運営においては、患者さんへのより良い医療サービスを提供するため、医療機関の医師やボランティアの方等が来院しやすい環境を整えることが必要と考え、新たな「金沢市立病院駐車場の使用料の減免に関する審査基準」を定めるものです。

### 2 対 象

改 正 案	現 行
金沢市立病院駐車場の使用料の減免に関する審査基準については、金沢市立病院駐車場使用料減免取扱要綱（別紙）による。	金沢市立病院駐車場の使用料の減免に関する審査基準は、使用料を納める資力がないと認める者とする。

## 別紙

### 金沢市立病院駐車場使用料減免取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、金沢市立病院に附置する駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料を減免する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（駐車場の使用料の減免の対象者）

第2条 条例第14条第2項に規定する病院事業上特に必要があると認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本院における公用又は公共用のために来院した者
- (2) 本院における医療行為のために来院した医師、看護師等の医療関係者
- (3) 本院が主催する研修会等に出席するために来院した医師、看護師等の医療関係者
- (4) 本院におけるボランティア活動のために来院した者
- (5) 本院における患者等の手話通訳のために来院した者
- (6) 本院における院外処方支援のために来院した者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として市長が特に認める者

（駐車場の使用料の減免の基準）

第3条 駐車場の使用料の減免の割合は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号から第6号までに掲げる者 10割
- (2) 前条第7号に掲げる者 市長が定める割合

（駐車場の使用料の減免の申請）

第4条 駐車場の使用料の減免を受けようとする者は、金沢市立病院駐車場使用料減免申請書（別記様式）により、市長に申請しなければならない。ただし、第2条第1号から第6号までのいずれかに該当する者に係る駐車場の使用料を減免するときは、減免申請書（別記様式）の提出を要しない。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

（省略）